

河南町消防資機材整備費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自主防災組織の強化を図る地区に対し、消防資機材整備費の一部を補助することにより、地区消防施設の充実及び防火意識の高揚を図ることを目的とする。

2 河南町消防資機材整備費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関しては、河南町補助金交付規則(平成14年河南町規則第13号)に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(交付の要件)

第2条 交付の対象となる消防資機材は、地区が維持管理し、公共の用に供することを目的として整備するものに対し予算の範囲内で交付するものとする。

(交付対象資機材)

第3条 交付の対象となる資機材とは、次に掲げるものとする。

- ① ホース(65mm×20m) 使用圧1.3以上
- ② ホース(40mm×20m) 使用圧1.3以上
- ③ 筒先(65mm)
- ④ 筒先(40mm)
- ⑤ 異径単口媒介金具(65mm→40mm)
- ⑥ スタンドパイプ
- ⑦ バルブキー
- ⑧ 格納箱

(補助率)

第4条 資機材の補助率は、基準額(別表1)及び見積額のいずれか低い額の1/2以内とする。

(補助の範囲)

第5条 補助金の支給範囲は、1地区、単年度50,000円以内とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする地区の代表者(以下「申請者」という。)は、河南町消防資機材整備費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)により関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

(補助金交付の決定)

第7条 町長は、申請書の提出を受けたときは、速やかにその適否を決定するものとする。

2 町長は、補助金を交付することを決定したときは、河南町消防資機材整備費補助金交付決定通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。

3 町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、河南町消防資機材整備費補助金交付不決定通知書(様式第3号)を申請者に通知するものとする。

(補助金の実績報告及び交付請求)

第8条 前条第2項の規定による補助金の交付決定を受けた申請者は、補助事業が完了したときは、河南町消防資機材整備費補助金実績報告書(様式第4号。以下「報告書」という。)により、関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定による補助金の交付決定を受けた申請者は、補助事業が完了したときは、河南町消防資機材整備費補助金交付請求書(様式第5号。以下「請求書」という。)により町長に請求しなければならない。

(補助金の確定)

第9条 町長は、前条の規定により報告書及び請求書の提出を受けたときは、当該報告書及び請求書の内容を精査し、相当と認めるときは、河南町消防資機材整備費補助金交付確定通知書(様式第6号)を通知するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 交付を受けた補助金を目的以外に使用、または使用しなかった時は、町長は補助金の返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(暫定措置)

2 第5条の規定による補助金の支給範囲において、さくら坂地区については、平成13年度までの間、単年度150,000円以内とし、鈴美台地区については、平成12年度までの間、単年度100,000円以内とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(暫定措置)

2 第5条の規定による補助金の支給範囲において、さくら坂2丁目地区については、平成16年度までの間、単年度150,000円以内とする。

附 則

この要綱は、平成20年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1

基準額

| 消防資機材の種類 | 基準額 (円) |
|-------------------------|---------|
| ホース (65mm×20m) | 30,000 |
| ホース (40mm×20m) | 28,000 |
| 筒先 (65mm) | 10,000 |
| 筒先 (40mm) | 7,000 |
| 異径単口媒介金具 (65mm→40mm) | 11,000 |
| スタンドパイプ | 27,000 |
| バルブキー | 11,000 |
| 格納箱 | 17,000 |